

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 ●● 号

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則（平成22年神奈川県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「成年の者で独立の生計を営むもの」を「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 連帯保証人が自然人である場合 成年の者で独立の生計を営むもの
- (2) 連帯保証人が法人である場合 債務を弁済する資力を有する者

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。